

桑名市部活動ガイドラインおよび 新たな地域クラブ活動方針

平成28年11月22日（策定）

平成31年 1月28日（改定）

令和6年3月（改定）

桑名市教育委員会

桑 名 市

1 学校部活動の意義

学校部活動（以下、「部活動」とする）は、生涯にわたってスポーツや文化に親しむ能力や態度を育て、体力の向上や健康の増進、文化的素養の充実を図るだけでなく、異年齢集団による活動を通して、生徒の自主性や協調性、責任感、連帯感などを育成するとともに、生活意欲や学習意欲を高め、保護者や地域から期待される生徒の健全育成の場としても重要な役割を果たしている。

部活動における教育的意義や効果を高めるため、短期間で活動の成果（試合に勝つなど）を求めること以上に、生徒が意欲的に参加できる環境づくりや生活のバランスを考慮した運営を心がけるなど、適切かつ効果的な指導が必要である。

2 部活動の位置づけ

部活動については、学習指導要領に、次のように規定されている。

○中学校学習指導要領（平成29年3月）（抜粋）

第1章 総則 第5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価，教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

これを受け、各学校においては、部活動を教育活動の一つとして位置づけ、実態にあわせた効果的かつ計画的な指導を進めることが求められている。

3 部活動をめぐる状況

地域社会には、生徒の受け皿となる様々な学びや活動の場が広がってきた。また、生徒や保護者のライフスタイルにかかわる価値観も大きく変化してきており、子どもたちの生活の多様化、多忙化が進行している。

また、今日の学校においては、教育に関わる課題が複雑化・多様化し、学校に期待される役割が増加し続ける一方で、さらなる学校教育の充実が求められており、教職員の多忙化が益々危惧されている。

4 部活動における課題

○部活動の意義を一面的にしか捉えず、競技力を向上させたいという顧問の思いや勝ちたいという生徒の思いが強く反映した活動になっている場合がある。

- 休養日や活動時間の設定が適切でない（休養日を設けない・長時間の活動）等、生徒の心身に過度に負担をかけてしまう活動実態がある。特に、身体活動を伴う運動部では、活動中のけがや事故等の発生がある。
- 少子化による生徒数の減少を背景に、部活動数が減少しており、教員自身が活動経験のない部活動を指導するケースも見られることから、持続可能性という点において厳しさが増している。
- 部活動と小学校期を含む社会スポーツとの関わりを整理する必要がある。
- 子どもたちがスポーツや文化に親しんだり打ち込んだりできる環境づくりに向けた議論を社会全体で進める必要がある。
- 子どもの貧困が社会的な問題となる中、保護者の経済的負担に配慮する必要がある。

5 学校部活動を充実させるための具体的指針

(1) 各学校が定める「学校部活動指導方針」をもとにした学校組織としての部活動

- 部活動を教育活動の一環と位置づけ充実したものとするために、各学校において「学校部活動指導方針」を定める。学校教育目標をふまえた目標や活動方針をもとにして、基本的確認事項を整理する。

【基本的確認事項の例】

設置基準	経費等の取扱いと管理	平日・休日の練習時間	休養日の設定
施設等の割り当て	対外試合の位置づけ	事故防止・安全対策	
保護者負担	家庭・地域との連携	部長会議の設置	顧問会議 等

- 学校として、顧問の役割を共通確認し、顧問会議の開催等によりすべての部活動指導に統一性を持たせるとともに、定期的な研修や点検、改善を進める。
- 各学校が定める「部活動指導方針」は、毎年、点検と確認を行い更新するものとする。また、新入生に対して、前年度中に開催する入学説明会等において、その内容をふまえた説明を行う。また、「方針」の共通理解に基づき、保護者や地域、各種団体及び地域指導者との連携のもと、活動を進めていく。

(2) 生徒の学びや健康面を配慮した効果的かつ計画的な部活動

- 部活動が生徒の自主的、自発的な活動を柱としたものとなるよう工夫する。
- 大会への参加、練習試合や校外練習等は、その他の教育活動や生徒の健康等に配慮し、無理なく計画する。
- 休養日については、週2日、そのうち少なくとも土日のいずれか1日を設定する。
- 練習時間は、長くとも平日2時間程度、土日・休日3時間程度とする。
- 練習内容や練習時間、朝練習の実施等は、生徒一人ひとりの実態や健康に配慮し、無理なく設定する。
- 対外試合等における集合時刻や集合場所、移動手段については、安全等に配慮し、無理なく設定する。顧問による送迎は、原則、行わない。
- 新入生への部活動紹介については、十分に活動の様子が伝わるよう配慮する。

(3) 指導にあたって重視する事項

- 生徒が自主的、主体的に活動する力を伸ばしていけるよう、生徒の技能面、精神面の成長に目を

向け、支えていく指導を行う。

- 技術指導だけでなく、生徒の健全な成長、望ましい部活動運営、生徒の安全確保等、顧問、指導者の指導力を向上させるため、計画的な研修を進める。

【研修内容の例】

体罰・不適切な指導 アンガーマネジメント 事故防止・安全対策
心肺蘇生法 メンタルトレーニング コーチング けが予防 等々

- 在籍する部員の状況を把握し、健康管理、事故防止と安全指導を行う。活動時の気象には十分留意し、特に、夏の高温・多湿の状況下においては、適切な水分補給や健康観察を行い、熱中症等に注意する。

暑さ指数（WBGT）に基づいた対応

- ①活動場所の暑さ指数（WBGT）が31℃以上の場合 → 運動は中止する。
- ②活動場所の暑さ指数（WBGT）が28℃以上31℃未満の場合 →
 - ・熱中症の危険性が高いため、激しい運動や体温が上昇しやすい運動は避け、必要に応じて運動は中止する。
 - ・上記以外の運動を行う場合は、「三重県教育委員会：学校管理下における危機管理マニュアル（毎年3月更新）運動部活動中の熱中症」の他、以下の点についても必ず配慮、指導を行う。
- ③部活動における各種大会への参加
 - ・大会主催者の指示に従う。

- 活動場所や使用器具等の安全点検を定期的に設定・実施する。
- 部活動の指導において、体罰や暴言、セクシャルハラスメントは、生徒の人権、安全を侵害する行為であり、決して許されないことを認識し、適切な部活動指導を行う。これらの行為については、部活動内の先輩、後輩等の生徒間でも同様である。
- 万が一、事故が発生した場合は、救急車を要請するなど、生徒の人命を最優先した対応を行う。

(4) 外部指導者、部活動エキスパートの活用

- 専門的な知識や技能を十分に持たない中で顧問を務める教師の負担を軽減し、他の業務遂行の効率を図るため、積極的な外部指導者の活用を進める。
- 外部指導者の活用にあたっては、教育活動の一環として進める部活動の意義、目的等の理解、顧問との連携、具体的な指導方針や指導方法等について、繰り返し確認をおこなう。

(5) 部活動指導員の活用

- 部活動指導員については、桑名市教育委員会が任用し、各学校へ配置する。
- 部活動指導員は、学校長のもと、部活動の顧問として、技術的な指導を行うとともに、部活動に係る業務を行うにあたっては、担当の教諭等との連携を十分に図る。

(6) 保護者負担への配慮

- 保護者の経済的負担については十分に配慮し、すべての生徒が部活動に取り組むことができる環境づくりに努める。
- 保護者送迎は、原則、依頼しない。
- 保護者とともに生徒を支援する観点から、各学校が定める「部活動指導方針」や部の活動方針を提示し理解を得るとともに、年間計画や月間計画等を適切な時期に伝える。

6 留意事項

- 学校長は、個々の部活動の活動実態を正確に把握し、過度な活動実態に対しては、はどめをかけ、継続的な指導をする。
- 部活動を持続可能なものとするため、各種団体との連携や合同チーム等、学校や地域の実態に応じた部活動をおこなう。

新たな地域クラブ活動方針

地域クラブ活動は、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」【主として、青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育 およびレクリエーション活動を含む。）】の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるものとされることから、学校と連携し、部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、スポーツ・文化芸術の振興の観点からも充実を図ることが重要である。

これを踏まえ、部活動で担ってきた生徒のスポーツ・文化芸術の機会を地域スポーツ・文化芸術から支えにいくという視点も有しつつ、新たな地域クラブ活動の在り方や運営体制、活動内容等について示す。生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保し、生徒の心身の健全育成等を図るためだけでなく、地域住民にとってもより良い地域スポーツ・文化芸術環境となることを目指し、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校等の関係者の理解と協力の下、地域の実情に応じ、できるところから取組を進めていくことが望ましい。

I 新たな地域クラブ活動について

- 生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保し、生徒の心身の健全育成等を図るためだけでなく、地域住民にとってもより良い地域スポーツ・文化芸術環境となることを目指し、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校等の関係者の理解と協力の下、生徒の活動の場として、地域クラブ活動を行う環境を速やかに整備する。
- 地域クラブ活動を行う環境の整備は、各地域クラブ活動を統括する運営団体や個別の地域クラブ活動を実際に行う実施主体が進めることが考えられる。このような運営団体・実施主体等の整備、生徒のニーズに応じた複数の運動種目・文化芸術分野に取り組めるプログラムの提供、質の高い指導者の確保等に取り組み、生徒のみならず地域住民を対象とした地域スポーツ・文化芸術活動全体を振興する契機とする。

1 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

- 新たな地域クラブ活動への参加者については、希望する全ての生徒を想定する。
- 地域スポーツクラブ活動や地域文化芸術団体等については、関係者の協力を得て、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実を支援する。その際、運営団体・実施主体は、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、クラブチーム、プロスポーツチーム、民間事業者、フィットネスジム、大学、文化芸術団体等に加え、多様なものを想定する。また、地域学校協働本部や保護者会、同窓会、複数の学校の運動部が統合して設立する団体など、学校と関係する組織・団体も想定する。なお、市区町村が運営団体となることも想定される。
- 首長部局や教育委員会の中の地域スポーツ・文化振興担当部署や社会教育・生涯学習担当部署、学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者からなる協議会などにおいて、定期的・恒常的な情報共有・連絡調整を行い、緊密に連携する体制の整備に努める必要があります。

2 指導者の確保

- 指導者の確保について、生徒にとってふさわしい地域スポーツ・文化芸術環境を整備するため、地域において、専門性や資質・能力を有する指導者の確保に努める。
- 地域クラブ活動での指導を希望する教員等を活用する場合に、円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、教育委員会は、規程や運用の改善を行う。

3 活動について

- 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、参加者の健康面への配慮、事故防止および体罰・ハラスメントの根絶に向けた取組を徹底することとし、市として、適宜、指導助言を行う体制を整える。
- 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、指導者や参加する生徒等に対して、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入する。
- 地域クラブ活動は、運営団体・実施主体の管理下において行われる活動であり、生徒の安全な活動が大前提となる。日ごろから、生徒と指導者が事故防止に対する意識を高めるとともに、事故を未然に防ぐための行動がとれるようにする。万が一の状況が発生した場合には、関係者が適切かつ迅速に対応する。

4 学校との連携

- 地域クラブ活動と学校部活動において、運営団体・実施主体や指導者が異なるため、協議会等の場を活用し、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図る。
- 学校の設置者および校長は、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるように留意する。

II 学校 部活動の地域連携・地域移行 に向けた環境整備

1 部活動在り方検討委員会における検討

- 国のガイドラインでは、休日における部活動の地域連携・地域移行について、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間と位置付けられている。また、改革推進期間終了後において、部活動の地域連携・地域移行に向けた環境整備に係る進捗状況を評価・分析し、継続して地域のスポーツ・文化芸術環境の充実に取り組むとされている。
- 桑名市として、部活動在り方検討委員会において、今後の部活動の在り方に関する事項、部活動の適正な運営の推進に関する事項等について、協議をおこないながら、学校や地域の実態に応じた休日の部活動の段階的な地域連携・地域移行を進める。

2 休日の部活動の地域連携・地域移行の段階的な推進

- 地域における新たなスポーツ・文化芸術環境の整備について、まずは、休日における地域の環境の整備を進め、休日と平日で指導者が異なる場合には、指導者等の中で指導方針や生徒の活動状況の共有を定期的に図るなど、生徒や保護者等へ丁寧に説明をおこなう。

Ⅲ 大会等の在り方の見直し

- 大会等の主催者は、部活動における大会等の引率は原則として部活動指導員が単独で担うことや、外部指導者や地域のボランティア等の協力を得るなどして、生徒の安全確保等に留意しつつ、できるだけ教員が引率しない体制を整える旨を規定として整備し、運用する。
- 地域クラブ活動における大会等の引率は、実施主体の指導者等が行うこととし、大会等の主催者はその旨を規定として整備する。
- 校長や地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、都道府県中体連及びその域内の中体連並びに学校の設置者が定める前記の目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や指導者の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

【参考文献】

文部科学省（平成 29 年 3 月）「中学校学習指導要領」

https://www.mext.go.jp/content/20230120-mxt_kyoiku02-100002604_02.pdf

スポーツ庁・文化庁（令和 4 年 12 月）

「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」

https://www.mext.go.jp/sports/content/20230216-spt_oripara-000012934_2.pdf

文部科学省・スポーツ庁・文化庁（令和 5 年 1 月）

「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（手引き）」

https://www.mext.go.jp/content/20230130-mxt-syoto01-000025338_5.pdf